平成２２年（フ）第３８７７号
札幌市中央区南29条西11丁目５番33号丸増南29条303号
債務者　上杉　奈美
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　大剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７８８号
埼玉県三郷市三郷２丁目14番地２　加藤第２マンション107号
債務者　田中富士男
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中澤　伸浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月17日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７８号
愛知県幡豆郡幡豆町大字東幡豆字西浦36番地１、旧住所愛知県豊橋市高師町字北新切255番地５
債務者　越野　和利
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿讃坊明孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月20日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３３５号
愛知県日進市浅田町平子４番地1362、住民票上の住所愛知県一宮市北方町北方字沼上30番地23
債務者　ハヤシ商会こと　林　　稔
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月21日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３６号
愛知県日進市浅田町平子４番地1362、住民票上の住所愛知県一宮市北方町北方字沼上30番地23
債務者　林　　秀子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月21日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４７５号
愛知県津島市下切町字坪之内７番地
債務者　天野　康史
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星野　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７０号
金沢市八日市１丁目19番地５
債務者　茶畠　智一
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥村　　回
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第７６号
金沢市糸田１丁目181番地
債務者　司辻　哲雄
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前川　直善
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３２号
三重県四日市市鵜の森１丁目４番10号
債務者　山田　智子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　一孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第６１３号
金沢市高柳町５の24―17　アパガーデンシティＷＥＳＴ弐番館5711号室、住民票上の住所石川県かほく市外日角ロ22番地５
債務者　髙井貴和子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　明子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第７０号
愛知県蒲郡市金平町遊名田３の14、住民票上の住所愛知県額田郡幸田町大字芦谷字北屋敷63番地
債務者　岡本　　豊
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　稔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２６号
山形県北村山郡大石田町大字田沢４番地３
債務者　高橋　富雄
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２７号
山形県北村山郡大石田町大字田沢４番地３
債務者　高橋　貞信
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８８号
函館市大川町１番82―102号
債務者　皆川　尚子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第９１号
函館市田家町11番５―304号
債務者　紺谷　宏美
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１００号
埼玉県桶川市大字坂田1570番地の３
債務者　大笹真由美
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１９号
埼玉県鳩ヶ谷市南２丁目12番９号　リモージュ２Ｆ
債務者　石井　久子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係